

徳島県告示第七百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次に掲げる者を建設業許可・経営事項審査電子申請システムに係る手数料の指定納付受託者として指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
株式会社エフレジ	大阪市北区大深町四番二〇号 グランフロント大阪タワーA	令和四年十二月五日